志摩市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が起きた地域へ職員を派遣した 場合において、特殊勤務手当を支給するための改正となります。

また、新型コロナウイルス感染症に対する特殊勤務手当についても、国の取扱いに準じて改正を行います。

2. 改正する条例の要点

市外の被災地に派遣され、災害応急対策、災害復旧等の支援業務に従事した職員に特殊勤務手当を支給するため改正するものです。支給額につきましては、国家公務員の大規模な災害として人事院が定める災害に係る作業に従事した場合に準じます。なお、緊急消防援助隊等手当の支給額についても、同様の趣旨の手当であるため、今回の改正に伴い、同額となるよう改正します。

また、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当については、同様の対応が必要となる特定新型インフルエンザ等にも適用できるよう改正を行います。

(支給額)

- ○異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した場合に、市の区域以外の地域において、災害応急対策、災害復旧等の支援業務に従事した場合 1日につき1,080円を超えない範囲
- ○消防業務に従事する職員が消防組織法第 45 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村に出動し、消防の応援等に従事した場合 1日につき1,080円を超えない範囲
- ○特定新型インフルエンザ等から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置 に係る業務であって、市長が定めるものに従事した場合
 - 1日につき1,500円を超えない範囲

(緊急に行われた措置に係る作業で、心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した場合は4,000円を超えない範囲)

3. 改正による効果等

給料で考慮することができない勤務の特殊性について、職員の個々の勤務実績に応じて支給する特殊勤務手当で措置することが可能となります。

志摩市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年志摩市条例第56号)新旧対照表

現行 改正後 (案) (特殊勤務手当の種類) (特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 $(1)\sim(9)$ (略) $(1)\sim(9)$ (略) (10) 災害地に派遣する職員の特殊勤務手当 (緊急消防援助隊等手当) (緊急消防援助隊等手当) 第11条 (略) 第11条 (略) 2 前項に規定する手当の額は、従事した応援等活動1日に 2 前項に規定する手当の額は、従事した応援等活動1日に つき840円 を超えない範囲内において市長が定める。た つき1,080円を超えない範囲内において市長が定める。た だし、任命権者が当該活動が著しく危険であると認めたと だし、任命権者が当該活動が著しく危険であると認めたと きは、当該額の100分の100に相当する額を超えない範囲 きは、当該額の100分の100に相当する額を超えない範囲 内の額を加算することができる。(略) 内の額を加算することができる。 3 第1項の手当を支給するときは、前条に規定する消防業 3 第1項の手当を支給するときは、前条に規定する消防業 務に従事する職員の特殊勤務手当及び次条に規定する災害 務に従事する職員の特殊勤務手当 は支給しない。 地に派遣する職員の特殊勤務手当は支給しない。 (災害地に派遣する職員の特殊勤務手当) 第12条 災害地に派遣する職員の特殊勤務手当は、異常な 自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した場 合に、市の区域以外の地域において、災害応急対策、災害

復旧等の支援業務に従事した職員に支給する。この場合に おいて、支給対象となる地域及び期間は、市長がその都度 (支給方法)

第12条 (略)

(委任)

第13条 (略)

附則

(感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例)

- 3 職員が、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第3条の規定は、適用しない。
- 4 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき3,000 円(新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある 者の身体に接触して行う作業その他市長がこれに準ずると

定める。

- 2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき1,080 円を超えない範囲内において市長が定める。
- 3 第1項の手当を支給するときは、第3条から第6条まで及 び第10条に規定する特殊勤務手当は支給しない。 (支給方法)

第13条 (略)

(委任)

第14条 (略)

附則

認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)を超えない範囲内において市長が定める。

(志摩広域消防組合の解散に伴う経過措置)

5 (略)

(志摩広域消防組合の解散に伴う経過措置)

3 (略)

(防疫等作業手当の特例)

- 4 職員が特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの(市長が定めるものに限る。)をいう。以下同じ。)から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であって、市長が定めるものに従事したときは、感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第3条の規定は、適用しない。
- 5 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、1,500 円(緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著し い負担を与えると市長が認めるものに従事した場合にあっ ては、4,000円)を超えない範囲内において、それぞれの作 業に応じて市長が定める額とする。